

## パブリック・コメント手続（意見募集）

児童福祉施設の設備等に関する基準を定める  
条例の改正について

### 意見募集期間

令和元年（2019年）

5月13日（月）～6月3日（月）

お問い合わせ先：こども育成部幼保児童施設課

電話 046-822-8224（直通）

横 須 賀 市

## パブリック・コメント手続について

市政の透明化・公正化をすすめ、市民の皆さんが市政へ参画しやすくするために、市の重要な政策の決定に当たって、次の手順で行う一連の手続をいいます。

- (1) 市の基本的な政策決定に当たり、その内容等を事前に公表します。
- (2) 公表したものに対する市民の皆さんからのご意見の提出を受け付けます。
- (3) お寄せいただいたご意見の概要とご意見に対する市の考え方、公表した内容等を変更した場合はその内容を公表します。

## パブリック・コメント手続にあたって

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準について、国の省令（以下「基準省令」といいます。）改正が平成31年2月15日に公布されました。

このパブリック・コメント手続きは、基準省令改正に伴う本市の条例改正について、ご意見の募集を行うものです。

### 《改正する条例》

児童福祉施設の設備等に関する基準を定める条例

### 【目 次】

- ◆ 児童福祉施設の設備等に関する基準を定める条例の改正について…… 2
- ◆ 意見の提出方法…… 3

## ◆ 児童福祉施設の設備等に関する基準を定める条例の改正について

### 1 改正された国の基準省令と対応する条例

国の基準省令	条 例
児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）	児童福祉施設の設備等に関する基準を定める条例（平成24年横須賀市条例第60号）

### 2 国の基準省令の改正概要

#### （1）改正の趣旨

「地方分権改革に関する提案募集の実施方針」（平成26年4月30日地方分権改革推進本部決定）に基づき平成30年度に行われた地方公共団体からの提案等を踏まえ、基準省令について所要の見直しを行ったものです。

#### （2）改正の内容

##### ①児童指導員の要件の見直し（従うべき基準）

改正前	改正後
小学校、中学校等の教諭の免許状を有するもの	幼稚園、小学校、中学校等の教諭の免許状を有するもの
大学において社会福祉学等を専修する学科等を修めて卒業した者	大学（短期大学を除く）において社会福祉学等を専修する学科等を修めて卒業した者

##### ②心理療法担当職員等の要件の見直し（従うべき基準）

改正前	改正後
大学において心理学を専修する学科等を修めて卒業した者	大学（短期大学を除く）において心理学等を専修する学科等を修めて卒業した者

### 3 条例改正について

#### （1）改正する条例

##### ①児童福祉施設の設備等に関する基準を定める条例

国の基準省令のとおり条例改正を行います。

### 4 施行日

令和元年10月1日（予定）

## 意見の提出方法

- 1 提出期間 令和元年（2019年）5月13日（月）から6月3日（月）まで
- 2 あて先 こども育成部幼保児童施設課
- 3 提出方法
  - 書式は特に定めておりませんが、日本語で記述してください。
  - 住所及び氏名を明記してください。なお、市外在住の方の場合は、次の項目についても明記してください。
    - （1）（市内在勤の場合）勤務先名・所在地
    - （2）（市内在学の場合）学校名・所在地
    - （3）（本市に納税義務のある場合）納税義務があることを証する事項
    - （4）（当該パブリック・コメント案件に利害関係を有する場合）利害関係があることを証する事項
  - 次のいずれかの方法により提出してください。
    - （1）直接持ち込み
      - ・ こども育成部幼保児童施設課（横須賀市役所はぐくみかん5階）
      - ・ 市政情報コーナー（横須賀市役所2号館1階34番窓口）
      - ・ 各行政センター
    - （2）郵送
      - 〒238-8550
      - 横須賀市小川町11番地
      - 横須賀市役所 こども育成部幼保児童施設課
    - （3）ファクシミリ
      - 046-827-0652
    - （4）電子メール
      - cfgi-cfr@city.yokosuka.kanagawa.jp

個々のご意見等には直接回答はいたしませんので、予め御了承ください。

いただいたご意見等とこれに対する考え方は、意見募集期間終了後すみやかに公表いたします。